

第68号

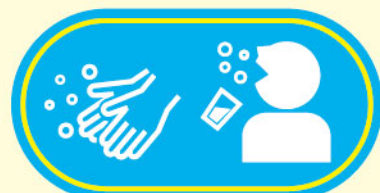
2023年

# 上下水道だより

沖縄市上下水道局広報誌

Okinawa City Water and Sewage Newsletter 2023 Vol.68

沖縄市上下水道局に  
新しい仲間がふえました!!



水道水で手洗い うがい



うめえ~♡

めいちゃん (♀) です!! よろしくね~!!

## CONTENTS

先輩ヤギのゆきちゃん (♀)  
と仲良くごはん♪

- P2 寄贈、出前講座（令和4年度）、就業体験（インターンシップ）の受け入れ
- P3 水道モニター活動報告、特例制度（連合専用）のお知らせ
- P4 沖縄市上下水道局ホームページ移転のお知らせ、  
有機フッ素化合物（PFOS・PFOA等）について
- P5 排水設備の点検・清掃の不審業者にご注意ください
- P6 お引越しのご連絡はお済みですか？、  
水道料金のお支払いは安心便利確実な口座振替をご利用ください
- P7 沖縄市雨水貯留浸透施設設置補助金交付制度
- P8 各種お知らせ



# 寄贈

沖縄市緑花会より、市内の美化活動による地域貢献の一環として正月の門松の寄贈があり、1月4日から13日まで、上下水道局正面玄関前に設置しました。ありがとうございました。

## ■ 沖縄市緑花会 ■

有限会社 緑新開発  
有限会社 ターフメンテナンス・ヒガ  
株式会社 沖縄ガーデン  
有限会社 グリーンスターフ  
有限会社 緑建  
有限会社 内盛産業  
有限会社 明城建設  
有限会社 三基土木  
株式会社 松幸



## 就業体験（インターンシップ）の受け入れ

令和4年12月7日～9日の3日間、美来工科高校の生徒2名をインターンシップ受け入れしました。緊張もあったと思いますが、熱心に説明に耳を傾け一生懸命取り組んでいました。



応急給水体験



工事現場見学



水質検査

インターンシップとは？

「豊かな人間性や社会性、望ましい勤労観・職業観の育成を図り、自らの進路を主体的に選択・決定し、自己実現を目指すこと」を目的に、実施されています

## 出前講座（令和4年度）

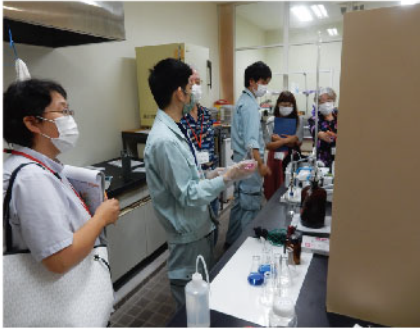
市内の様々な団体様（美里小学校4年生、ドリームボックス園田、Okinawa Hands-On NPOなど）にて、出前講座を実施しました。



水道および下水道にご興味のある団体様からのご応募お待ちしております♪

# 第12期水道モニター会議 活動報告

令和4年10月21日（金）、第12期水道モニターの委嘱状交付式と第1回会議を行いました。水道モニター制度は、平成8年度から実施しており、水道事業について知ってもらい、市民の皆様の意見・提案等の把握に努め、使用者サービスの向上や効率的な事業運営を行う目的で開催しています。今回のモニターは4名の方々に委嘱状を交付し、任期は2年間となります。

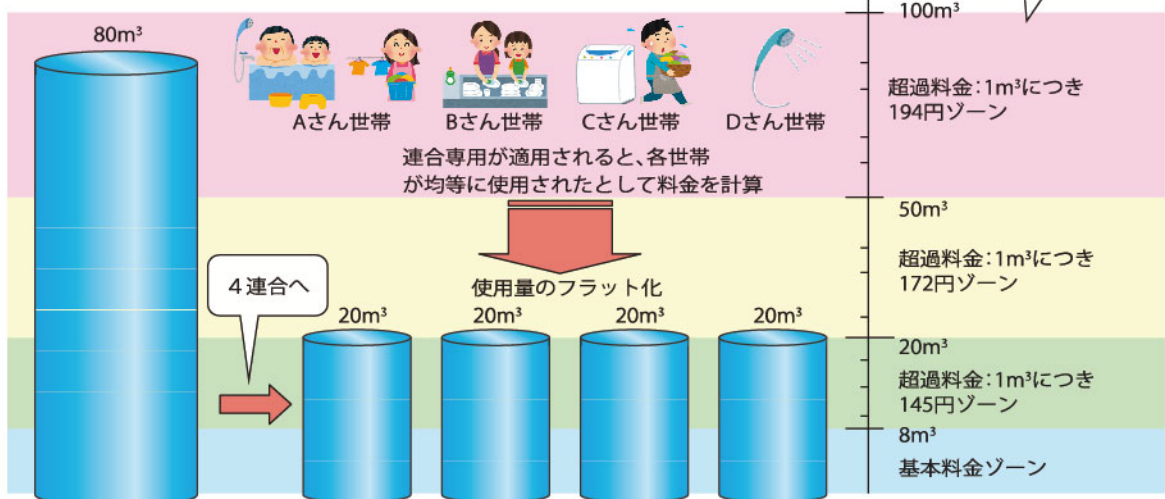


第1回会議の内容は、当市の水道水について学んでいただくための取っかかりとして、「水質検査」と「水飲み比べ」を体験していただきました。モニターのみなさんからは、体験中にさまざまなご質問等いただき、水道事業に対する意識の高さを感じることが出来ました。

## アパート等の管理者の皆さまへ 特例制度(連合専用)のお知らせ

水道料金は使用水量が増えるほど単価が高くなります。そのため、水道局メーター1個を使って複数の世帯が共同で使用するアパート等は、特例制度（連合専用）の申請をおすすめします。この制度を適用すると、各世帯が均等に使用したもののみなして料金を計算するため、通常の計算方法に比べて料金が安くなる場合があります。ただし、使用水量が少なくかえって料金が高くなる場合がありますので、入転居に伴う登録世帯数に変更がある際は速やかに変更・取消の届け出を行う必要があります。

例えば、  
世帯数4世帯・口径20mm・使用水量80<sup>m</sup>3の場合



連合専用給水装置運用基準を満たした場合に限りますので、料金課までお問い合わせください。

料金課 TEL 937-3637

# 沖縄市上下水道局ホームページ移転のお知らせ

上下水道だより第66号（令和4年3月発行）にて既にお知らせしておりますが、沖縄市上下水道局ホームページは令和4年4月1日をもって閉鎖し、沖縄市役所ホームページ内へと移転いたしました。

つきましては、上下水道に関する情報やお問い合わせ先等に関しましては、下記 URL をご参照くださいますようお願い申し上げます。

○沖縄市役所トップページからアクセスする場合

「トップページ」>「メニュー」>「暮らし・手続き」>「上下水道」



【URL】 <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/jougesuidou/index.html>

※旧上下水道局ホームページ URL (<http://suido-okinawacity.jp>) をご使用中のブラウザ等にてお気に入り登録されている場合、大変お手数ではございますが、登録変更をよろしくお願い申し上げます。

## 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA等）について

北谷浄水場の一部の水源から PFOS 及び PFOA 等の有機フッ素化合物が検出され、大変ご心配をおかけしております。

北谷浄水場を運営している県企業局のホームページにおいて、有機フッ素化合物検出状況のデータが随時公表されており、北谷浄水場の PFOS 及び PFOA 濃度の合計値が安全なレベルまで低減していることが確認されております。また、沖縄市上下水道局でも水道水に含まれる有機フッ素化合物の水質検査を行っております。

今後も定期的な水質検査及び県企業局からの情報収集に努めてまいりますので安心して水道水をご利用下さい。

### ※沖縄市 PFOS 及び PFOA 検査結果

北谷浄水場系統		暫定目標値	宮里第一公園 (八重島配水池)	嘉手納タンク (山里分岐直送)	倉敷ダム (八重島第2配水池)	グレートイースタン (胡屋配水池)
R4年度	R5.1.10	50ng/L 以下	3ng/L	3ng/L	2ng/L	2ng/L
	R4.5.10		1ng/L	1ng/L	1ng/L 未満	1ng/L
R3年度	R4.1.11		20ng/L	21ng/L	23ng/L	19ng/L
	R3.5.11		9ng/L	9ng/L	11ng/L	10ng/L
R2年度	R3.2.22		7ng/L	7ng/L	7ng/L	8ng/L
	R3.1.28		11ng/L	10ng/L	13ng/L	10ng/L

※1ng/L=0.000000001g/L ※宮里第一公園は R3.5 月までは津嘉山公園で採水

○沖縄県企業局ホームページ URL

・企業局における有機フッ素化合物の検出状況及び水道水の安全性について  
<http://www.eb.pref.okinawa.jp/opeb/309/619>



・有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）  
<http://www.eb.pref.okinawa.jp/water/82/3017>



この記事に関するお問い合わせ先 **管理課（配水係） TEL：937-3691**

# 排水設備の点検・清掃の不審業者にご注意ください

排水設備の点検・清掃・消毒などを行う業者が、みなさまのお宅を訪問し営業をしています。

なかには事実と異なる説明をして清掃を勧めたり、詳しい説明をせず強引に作業を行い、後で高額な料金を請求する業者がいるようです。

また、「役所から来ました」「沖縄市に依頼された」など、役所関係者を装ってご家庭を訪問し、排水設備の点検・清掃を勧める業者がいるようですが、沖縄市が業者に依頼して、みなさまの宅地内の排水設備を点検・清掃させることはありませんのでご注意ください。



## もしも、不審な業者が訪ねてきたときは・・・

### 1. 業者の身元を確かめましょう（名札や名刺等）

業者が訪ねてきたら信頼できる業者なのか身元をよく確かめましょう。

### 2. 冷静に説明を聞き、うかつに署名したり印鑑を押さないようにしましょう

清掃が必要なときでも、作業の内容と費用をよく確認してから行いましょう。また、訪問した業者以外にも複数の業者から見積もりを取り、比較してから決めることをお勧め致します。

### 3. ひとりで決めず、周囲の人に相談しましょう

すぐに契約を行うのではなく、家族や周りの人に相談し、もう一度よく考えて決めましょう。

### 4. 下水道課へ相談しましょう

沖縄市から委託されたとの説明があった場合は、身元を確認し下水道課までご連絡ください。

## 宅地内の排水設備の管理は個人の責任です

宅地内の排水設備は建物所有者の財産です。維持管理は所有者または使用者で行わなければなりません。

ご家庭の排水設備を定期的に清掃することは維持管理の上でたいへん好ましいことです。しかし、多少の汚れがあるからといってすぐに清掃の必要があるとは限りません。ご自身でも確認されることをお勧め致します。

沖縄市では宅地内の排水設備を点検・清掃する業務は行っておりません。不審に思われたときには身分証明提示をお求めになり、下水道課までお問合せください。

下水道課 TEL 921-3125

# お引越しのご連絡はお済みですか？

お引越しの日が決まりましたら、お早めに上下水道局へご連絡ください。3月・4月は転入転出の時期となり、お客様からのお問い合わせが多く、特に休日明けは、お電話がつながりにくくなりますのでご了承ください。

※水道の使用をやめるときは、忘れずにご連絡をお願いします。使用停止のご連絡がない場合、ご使用がなくても基本料金が発生しますのでご注意ください。

また、インターネットでの受付もしております。詳しくは、沖縄市ホームページ「暮らし・手続き」→「上下水道」→「上水道」→「インターネットでの水道使用開始・使用中止について」をご確認下さい。

【URL】

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k055/contents/p00001.html>



## 水道料金のお支払いは、安心・便利・確実な口座振替をご利用ください。

### お申込み方法

沖縄市上下水道局料金課、または県内の各金融機関の窓口でお申込みください。郵送での申込みもできますので、詳しくは沖縄市上下水道局料金課までご連絡ください。

### お手続きに必要なもの

- ①水道番号が確認できるもの  
（「使用水量のお知らせ」や「納入通知書兼領収証」など）
- ②指定口座の通帳
- ③通帳にご使用の印鑑



### ご利用いただける金融機関

- 琉球銀行
- 沖縄銀行
- 沖縄海邦銀行
- コザ信用金庫
- 沖縄県労働金庫
- JAおきなわ
- ゆうちょ銀行

お申込みいただいてから、約1～2ヶ月で振替手続きが完了します。手続き完了の通知はなく、記帳にて開始のご確認をお願いします。（振替日8日・再振替日22日）

※振替は当月分のみとなり、遡って未納料金を振り替えることはできませんのでご了承ください。

**料金課 TEL 937-3637**

# 沖縄市雨水貯留浸透施設設置補助金交付制度

沖縄市では、平成 21 年度から浸水対策事業の一環として「沖縄市雨水貯留浸透施設設置補助金交付制度」を設け、浸水被害の軽減を図るため、公共と地域が連携する取組みを進めているところです。

## 【補助金の対象となる地域】

沖縄市内

## 【補助金の対象者】

- (1) 沖縄市内において土地若しくは建築物を所有又は使用している者
- (2) 当該土地又は建築物において雨水貯留浸透施設の設置を自ら負担して行う者
- (3) 市民税等の滞納の無い者



## 【補助金対象施設】

- 雨水貯留施設・・・雨水を貯留する雨水貯留槽および雨水貯留槽に付属する給排水設備で、雨水を中水道等として利用するための施設。
- 雨水浸透施設・・・雨水を地中に浸透させる浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝、透水性舗装等。
- 浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事等。

## 【補助金額】

補助金の額は、設置工事等 1 件につき、設置工事費用の 5 分の 4 に相当する額とし、20 万円を上限とする。ただし、設置工事等に対する補助金の交付については、1 住宅あたり 1 回を限度とする。

## 【お問い合わせ】

沖縄市雨水貯留浸透施設設置補助金交付制度に関する、ご不明点やご質問等ございましたら、下記連絡先までお気軽にお問い合わせ下さい！

沖縄市上下水道局 上下水道部 下水道課 計画担当

電話番号：921-3125

## (沖縄市ホームページ) 下水道に関する貸付・補助制度

URL: <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k058/kurashi/jougesuidou/gesuidou/287/290.html>

インターネットで検索！

沖縄市 雨水貯留浸透 補助金

検索

【QRコード】



# 貯水槽（水タンク）の管理について

沖縄市上下水道局では、毎日水質検査を行い安心・安全な水道水をお届けしていますが、ご家庭やマンション、アパート等の貯水槽（水タンク）が汚れては水道水の安全性を保つことができません。貯水槽（水タンク）の管理は設置者の責任です。適正な管理をお願いします。

## 水道のセルフチェック！

### 貯水槽の管理5つのポイント

月1回の点検、年に1度の清掃等、適正な管理をお願いします。



### 水質チェック

無色透明なガラス製のコップに蛇口から水を取り、次の項目を検査して下さい。

1 色が無色透明か



2 臭いに異常がないか



3 味に異常がないか



## 簡易専用水道の管理について

簡易専用水道とは、マンション・アパート等の貯水槽（水タンク）の容量が、10 m<sup>3</sup>をこえるものをいいます。簡易専用水道の設置者は、「水道法」により、年1回の清掃及び検査が義務付けられています。

貯水槽（水タンク）の水質検査、清掃を行う事業所がわからない場合は下記連絡先までお問い合わせください。

**工務課 TEL 937-5093**

## 水道メーター取替作業のご案内

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められています。沖縄市上下水道局では適正な使用水量の計量を行うため、有効期間が切れる前に新しいメーターへ取り替えを行っています。取替作業につきましては、上下水道局が委託した水道業者が行いますので、その際にはご協力をお願いします。※水道メーター取替作業で代金をいただくことはありません。

### 令和5年度の取替地域

山内、山里、中央、住吉、美里、美原、美里仲原町、山里県営団地、美東県営団地、美里団地、その他

**管理課 TEL 937-3691**